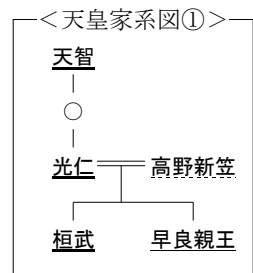


[A] 桓武天皇の即位ーテキスト P14 対応ー

奈良時代の最後には、今までの聖武・孝謙・淳仁・称徳天皇(孝謙天皇が重祚)などの天武天皇系の天皇に代わり、770 年に天智天皇の孫にあたる光仁天皇が 62 歳で即位した。これ以降、天皇家の系統は天智天皇系へと切り替わっていくんだけど、光仁天皇の時代には、道鏡の仏教政治を改めたり、官司・官人の整理や、農民負担の軽減などがはかられ、この政策は子の桓武天皇に引き継がれていくことになる。

そして光仁天皇が病気で亡くなると、光仁天皇と渡来系(百済系)の氏族の血を引く女性高野新笠の間に生まれた桓武天皇が 781 年に即位した(難関私大では高野新笠はちょいちょい問われるので気をつけておきたい)。この桓武天皇とその後の嵯峨天皇の時代には、天皇が自ら政治を行う天皇親政が行われ(桓武天皇の天皇親政は延暦の治、嵯峨天皇の天皇親政は弘仁の治と呼ばれる)、律令政治の再編が進められた時代と言われる(あとあと具体的に説明していくがこの「律令政治の再編」という言葉は論述では必須ワードになるので国公立受験生は頭に入れておいてほしい)。



この桓武天皇は歴代天皇の中でもトップクラスの有能な天皇なんだけど、奈良時代の政治を振り返っていくつかの問題点に着目してみた。

「①奈良時代には玄昉・道鏡などの坊主どもが政治に介入して政治が乱れまくった。」

「②平城京のある奈良って水も陸も交通の便がどっちも悪い。」

「③奈良時代の中心である平城京は大寺院が多くて仏教の影響力が強かったし、特に今までの天武天皇系の影響が強すぎる」

…うん、それなら引越して天皇の権力を強化して政治を刷新しよう。ということで、784 年に今までの大和国の平城京から山背国の長岡京に遷都することを宣言したんだ。この長岡京への遷都の目的は上記のように、「①仏教政治の弊害を絶つため」・「②水陸交通の便が良いから」・「③天武天皇系の影響が強い平城京から離れたかった」(これまで遷都の際には、大寺院も移転することが多かったが、桓武天皇は平城京を拠点とする南都大寺院の長岡京・平安京への移転を認めなかったため、現在の奈良に大寺院が多い歴史につながる)。

そして、造長岡宮使(長岡京の造宮長官)に藤原宇合の孫である式家の藤原種継を任命して、造宮にあたらせたんだけど、平城京を拠点にしていた勢力からしてみれば面白くない。その結果、その政治主導に反対する大伴氏・佐伯氏によって、785 年に藤原種継が射殺される事件が起きてしまった(藤原種継暗殺事件という)。しかし、事件はこれだけでは終わらず思いもよらない人物に波及する。事件に関連したとして、桓武天皇の実弟早良親王にまで容疑がかかり皇太子を廃されてしまったんだ。

桓武天皇「お前も共犯だったとは…。」

早良親王「兄貴、俺は何も関係ない！」

桓武天皇「まさか、実の弟に裏切られるとはな…。」

早良親王「俺は無実なんだって！信じてくれよ！！！」

桓武天皇「…もう、俺は誰も信じられない…。お前は淡路に島流しだ！」

早良親王「何で信じてくれないんだ…。もうこうなったら…！」

早良親王は無実を強く主張して、抗議の意味で島流しの途中断食を続けた結果没しまった。ところが、不幸はこれだけでは終わらなかった…。その後、桓武天皇の妃が 3 人、さらに生母の高野新笠が病気で亡くなり、疫病の流行、洪水など不吉な出来事が相次いだため、これは無実の罪で亡くなった早良親王の祟りによるものであるとされた。そのため、長岡京は呪われた都とささやかれるようになり、人々は長岡京に寄り付かなくなり離れていき工事は滞ってしまったのであった…。

この早良親王の怨霊に関連する形で、文化史につなげられる内容に御霊会がある。

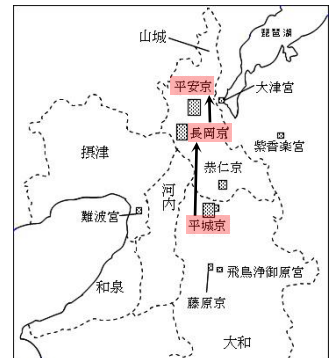
<御霊会>

早良親王の崇りのように、人々は恨みを残して亡くなった人物を「怨霊」として畏れた。そして、のちにこの「怨霊」を神として祀って怒りを鎮めてもらえば、平穏をもたらしてくれる「御霊」と考えるようになった(つまり、「怨霊」が「御霊」となる)。そこで、863年に大内裏の南にある神泉苑という場所において、早良親王らを祀った御霊会と呼ばれる儀礼・祭礼が初めて行われたんだ。

その後、この御霊会は他の神社でも行われるようになり、その中でも特に有名なのが、京都祇園社(現在の八坂神社)で行われる祇園御霊会(これが後に祇園祭と呼ばれるようになる)と、『鬼滅の〇』における我妻善逸の必殺技塗の型でもお馴染み「火雷神」として畏れられた菅原道真を祀るために建立された京都北野神社(北野天満宮)で行われる北野の御霊会だ(一応『鬼滅の〇』ネタは全然関係ないからな)。

長岡京は呪われた都というレッテルを貼られてしまった。そこで、桓武天皇は和気清麻呂の建議で(769年の宇佐八幡宮神託事件で大隅国に配流されていたが、道鏡の失脚後に呼び戻されて桓武天皇の信頼を得るようになった)、「鳴くよウグイス」で有名な794年に人々の「平安」を期待して山城国の平安京へと遷都することにしたんだ。

なお、下記の史料文中でも出てくるけど、現在の京都府にあたる山城国はもともと「山の後ろ」を意味する山背国だったんだけど、政治の中心地として「背」の字は似つかわしくない。そのため、この794年の平安京遷都をもって山城国となるんだけど、784年の長岡京の時にはまだ山背国なので、記述問題の時には特に注意しておいてね。そして、この遷都後から源頼朝が鎌倉幕府を開くまでの約400年間を平安時代と呼ぶ。



[遷都の変遷]

□ 平安京遷都『日本紀略』

(延暦十三年十月)丁卯、都を遷す。詔して曰く、「云々。葛野の大宮の地は、山川も麗しく、四方の国の百姓の参出で来る事も便りにして、云々。」……十一月丁丑、詔したまはく「云々。山勢実に前聞に答ふ。云々。此の国山河襟帯、自然に城を作す、斯の形勝に因り、新号を制すべし。宜しく山背国を改めて山城国と為すべし」と。又子來の民、謳歌の輩、異口同辞、号して平安京と曰ふ。

((延暦十三年(794年)10月)22日、遷都した。(桓武天皇が)詔を下して仰るには、「…(中略)…。葛野(京都府にあった葛野郡)の大宮の地は、山や川が麗しく、四方の国の百姓が集まるには交通や水運の便が良いところで、…(中略)…。」……11月8日、(桓武天皇が)詔して「…(中略)…。山の姿は、本当に以前に聞いた事柄と適合する。…(中略)…。この国は山が襟のように囲んでそびえ、河が帯のようにめぐって流れ、自然の要害をなしている。この景勝(優れた景色)に因んで、新しい国名を制定するのが相応しい。山背国を改めて山城国に決めよう。」と仰った。また、天皇に心服して集まった人民や、天皇の徳を慕い、喜びの歌を歌う人々が、異口同音に称して、この都を平安京と呼んだ。

また、誤解もあるのでしっかり説明しておかないといけないけど、794年に平安京に遷都したからといって、すぐに平安京が完成するわけじゃない。遷都を決定した後に造営が始められていくので、この桓武天皇の時代にはその後も「平安京の造営」という大事業が続くことになるんだ。

<○○京遷都のまとめ>

694年	藤原京遷都(持統天皇時)	←(100年前)
710年	平城京遷都(元明天皇時)	←
784年	長岡京遷都(桓武天皇時)	(10年前)
794年	平安京遷都(桓武天皇時)	—

[B] 平安時代の蝦夷征討ーテキストP14 対応ー

桓武天皇の時代に進められた重要な政策は「平安京の造営」だけでなく、「蝦夷征討」と合わせて二大事業と呼ばれる。奈良時代に行われた蝦夷征討では、733年に秋田城が築城されて日本海側の制圧がほぼ完了し、太平洋側の制圧拠点として724年に行政機関の陸奥国府と軍事機関の鎮守府を設置した多賀城が築かれたよね。そして、その多賀城には中央の役人が派遣されてくるんだけど、こういう奴らって蝦夷に対する差別意識が強い。そもそも「蝦夷」という漢字には、中国の中華思想における「中華」⇔「夷狄(蛮夷)＝野蛮な人々」という意味をさす「夷」が使われているぐらいだしね。

このような差別意識をもつ人が東北地方の蝦夷に対して平等に接するわけがない。そうした反発から光仁天皇時の780年には、帰順した蝦夷の首長伊治些麻呂が陸奥国の按察使(719年に畿内・西海道を除く諸国に設置された地方行政を監督する役職で令外官の一つ)であった紀広純を殺害し、多賀城を焼き払う反乱が起きてしまった(伊治些麻呂の乱という)。なお、些麻呂の漢字は「些」ではなく「𦵏」なので気をつけてほしい。



この反乱後、東北地方では30数年にわたって戦乱状態が続いていくこととなった。これに対して、桓武天皇は紀古佐美を征東將軍(征東大將軍)とした5万の大軍を派遣して蝦夷を制圧しようとしたんだけど、1000人の軍勢を率いる蝦夷の首長阿豆流為(アテルイ)のゲリラ作戦にチンチンにやられてしまった。……50分の1の戦力に負けるって…、さすがの桓武天皇もカンカンだ。

㊦「何でお前チンチンにやられたの？」

㊦「いや～、私のものがお粗末でして…。

㊦「お下品なのはやめておけ。最近ではハラスメントだとか発言の規制がうるさくてな、始末書まで書かざる始末、……って、じゃな一い！」

㊦「お～、お見事でございます。」

㊦「んで、チンチンにやられた理由を述べよ。」

㊦「まあ、それはですね。私の指揮が下手くそだったというのもあるのですが、そもそも兵士の質が低すぎるのです。」

㊦「どういうこと？」

㊦「兵士の大半は農民たちから徴兵していますが、彼らは田植えや稲刈りのシーズンにも動員されたりします。ですので、農民たちは疲弊しきっています。」

㊦「確かにそうだな。」

上記のように、大敗の背景の一つには、租税負担の重荷からくる兵士の質の低下もあったわけだ。この当時の軍事制度は、成人男子にあたる21歳～60歳の正丁3人～4人に1人を徴発して、各地の軍団で訓練させて編制する軍団制がとられていた。でも、田植えや稲刈りのシーズンにも動員されたりするので、農民たちは疲弊しきっていた。

そこで、東北や九州など一部の地域を除いた軍団制を廃止し(東北地方は蝦夷の反乱に備えて、九州地方は朝鮮半島からの侵攻に備えて廃止はできない)、その代わりとして792年に採用されたのが健児の制だ。これは郡司の子弟や有力農民の志願による少数精鋭の健児と呼ばれる兵士を各地の国府(国衙)などの警備にあたらせるというもの。郡司の次男や三男、有力農民であれば経済的にも時間的にも余裕はあるし、こいつらを徹底的に鍛え上げた少数精鋭部隊にしちゃえばいいわけだ(郡司の子弟など健康な児童を徴兵すると考えるとよい)。

＜軍団制と健児の制＞

軍団制……正丁(21～60歳の成人男性)3～4人に1人を徴兵し、各地の軍団に兵士として配属させる
健児の制…郡司の子弟(次男・三男など)を健児として各地の国衙などの警備にあたらせる

㊦ 健児の制『類聚三代格』

太政官符す応に健児を差すべき事

大和国 卅人 河内国卅人 和泉国 廿人……

常陸国二百人 近江国二百人……

以前、右大臣の宣を被るに俣く、勅を奉るに、今諸国の兵士、辺要の地を除くの外、皆停廢に従へ。其の兵庫・鈴藏及び国府等の類は、宜しく健児を差して以て守衛に充つべし。宜しく郡司の子弟を簡び差し、番を作りて守らしむべし。

延暦十一年六月十四日

(太政官が命令を下す。健児を定めて徴発せよと。)

大和国 30人 河内国 30人 和泉国 20人……

常陸国 200人 近江国 200人……

右の事に関して、右大臣(藤原継縄)が天皇のお言葉を伝えることには、桓武天皇のご命令では、諸国の農民から徴発した兵士は、辺境の軍事的に重要な地(陸奥・出羽などの東北地方・大宰府管内の九州地方)を除いて、すべて廃止せよとのことである。各地の兵器庫や駅鈴を収めた藏、及び国府(国司の役所)などは、健児を派遣して守備させよ。健児は郡司の子弟を選んで派遣し、交替制をとって守備の任にあたらせよ。

延暦十一年(792年)6月14日

上記の史料を見てもらえばわかるように、各国に配属された兵士の数は大和国・河内国が30人、和泉国が20人、常陸国・近江国が200人など少数精鋭であることがわかるはずだ。そもそも東北地方や九州地方を除けば、畿内などで大規模な争乱などが起きる可能性は少ないし、国府(国衙)などの警備ならこれぐらいの人数で務まるでしょ。

これで農民の負担は軽減されたわけだし、あとは蝦夷征伐の総大将に有能な人物を就ければいい。その蝦夷討伐の総大将として797年に征夷大將軍に任命されたのが、渡来系氏族の東漢氏の子孫で京都の清水寺を創建したといわれる坂上田村麻呂だ。なお、この時代の征夷大將軍の役割は以下のように、あくまでも蝦夷を征伐するための軍事指揮官(大將軍)という立場であり、中世以降における武家のトップが任命される征夷大將軍(將軍)の役割とは違うからね。なお、日本で最初に征夷大將軍に任命されたのは坂上田村麻呂ではなく、794年に大伴弟麻呂という人物が任命されたのが最初になるのだが、そんなクソ知識は覚えなくていい。

＜古代と中世以降の征夷大將軍の違い＞

古代までの征夷大將軍…東北の蝦夷を征討するために派遣された軍事指揮官のこと

中世以降の征夷大將軍…武家政権の棟梁(首長)に与えられた称号のこと

そして、801年から4万人の軍勢を率いた坂上田村麻呂による蝦夷征討が行われ(この時に後に蝦夷征討を引き継ぐ文室綿麻呂も派遣されていた)、見事に蝦夷の首長阿曇流為(アテルイ)を降伏させることに成功したんだ。

アテルイ「おめえ強えなあ〜。」

田村麻呂「おめえこそ強えな、オラびっくりしたぞ！界王様から習ったオラの4倍界王拳でも倒すのが限界だったぞ」

アテルイ「ふふ…、そんな力を持っていたとはな…。さあ、とどめをさせ。」

田村麻呂「嫌だ。」

アテルイ「何だと!？」

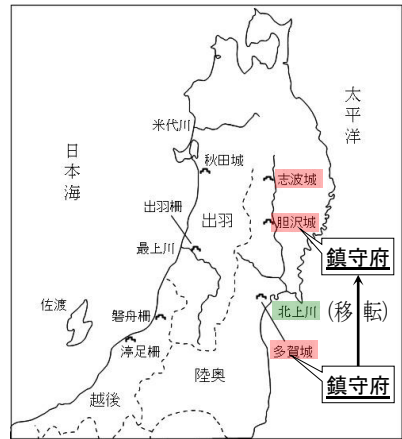
田村麻呂「オラ、戦いは好きだけど人を殺すのは嫌いなんだ。むしろ、オラの仲間になってくれねえか？フオーザを倒すためにはおめえの力が必要なんだ。」

ただ、京都に送られた阿弓流為は坂上田村麻呂が助命を嘆願したにもかかわらず、その甲斐なく斬首されてしまった。ということは、朝廷と蝦夷の戦いはまだ続くことになるだろう。

そこで、坂上田村麻呂が北上川上流に築いたのが胆沢城(802年に築城)と志波城(803年に築城)だ。

そして、多賀城に置かれていた蝦夷征討の軍事・行政拠点の鎮守府・陸奥国府は伊 治 皆麻呂による焼き打ち(780)で罹災していたため、胆沢城に移転されることになるんだ。ただし、志波城はあくまでも蝦夷征討をさらに北に伸ばしていくための最前線基地であり、胆沢城を守るための基地だったので、志波城には移っていないので気を付けてね。

なお、その他の城柵としては、759年に出羽国の秋田県南部の雄勝川上流に築かれた雄勝城、760年に陸奥国の宮城県石巻市に築かれた桃生城が、それぞれ奈良時代に築かれた代表的な城柵。また、志波城はしばしば水害にあうことがあったため、それを移転して811年に志波城の南約5kmの岩手県に徳丹城が築かれているけど、これはまったく出題されない。



〔東北地方の城柵〕

でも、こういった蝦夷征討と794年の遷都以降進められている平安京の造営という2大政策は、国家財政や民衆にとって大きな負担となっていた。晩年になった桓武天皇もそのことを憂い始めて、805年に藤原百川(式家)の子である参議藤原緒嗣と、同じく参議菅野真道に徳政相論(徳政争論・徳政論争)と呼ばれる論争を行わせたんだ(徳政とは中世以降は債務の破棄・売却地の取戻しをさすが、本来の意味は、仁徳のある政治・善政を意味する)。

この時に、藤原緒嗣は、「天下の民が苦しんでいる理由は軍事(蝦夷征討)をさす」と造作(平安京の造営)をさす)である」と批判して2大政策の中止を主張したんだけど、その一方で菅野真道は緒嗣の意見を聴こうとはせずに2大政策の継続を主張した。

なお、徳政相論(徳政争論・徳政論争)という語句自体は滅多に問われないんだけど、その内容は史料を用いて出題されることが多いので気を付けてほしい。

㊦ 造都の中止－徳政相論(徳政争論・徳政論争)－『日本後紀』

(延暦二十四年十二月壬寅)……勅有りて参議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣と参議大弁正四位下菅野朝臣真道とをして天下の徳政を相論せしむ。時に緒嗣、議して云わく、「方今、天下の苦しむ所は軍事と造作となり。此の両事を停めば百姓安んぜむ」と。真道、異議を確執して肯えて聴かず。帝、緒嗣の議を善しとし、即ち停廢に従ふ。

((延暦二十四年(805年)12月7日)、……(桓武天皇)のご命令があり、参議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣と参議大弁正四位下菅野朝臣真道とで天下の善い政治とは何かをお互いに論議させることになった。この時に緒嗣は議論して言った。「現在、天下の民が苦しんでいる原因は軍事(蝦夷の征討)と造作(平安京の造営)である。この二つの事業を停止すれば、民衆は安楽となりましょう。」と。一方、真道はこれに反対して、自分の意見にこだわって緒嗣の意見を聴こうとしなかった。帝(桓武天皇)は緒嗣の意見を正しいと判断され、二大事業を停止した。)

こうして、桓武天皇が藤原緒嗣の意見を採用したため、ついに蝦夷征討と平安京の造営という2大事業の打ち切りが決定したんだ(平安京は大内裏・左京までが完成していて、その左京が政治の中心となっていたが、平安京の造営も中止となったため、右京はもともと低湿地だったこともあって未完成に終わりその後衰退していった)。

桓武天皇期の蝦夷征討は終了したけど、青森県南部などの一帯はまだ朝廷の支配が及んでいなかった。そこで、嵯峨天皇時の811年には征夷将軍に任命された文室綿麻呂による最後の蝦夷征討が行われるんだ(文室綿麻呂は「文屋」ではなく「文室」なので気を付けて)。なお、後述するが文室綿麻呂は810年に起きた平城太上天皇の變(薬子の變)では平城上皇側についたため捕らえられている。しかし、坂上田村麻呂が「彼の武力は使える！」と助命したことで許され、その翌年の811年には蝦夷征討を任せられて陸奥国の征討事業を完了させたんだ。

＜俘囚・柵戸＞

蝦夷征討が続けられる中で、律令国家に服属した蝦夷のことを俘囚といい、多くは関東以西の各地に移住させた。一方で、関東地方などの東国から東北地方の城柵のまわりに移住させて開拓にあたらせた人々のことを柵戸という。なお、これらの知識は平安時代の蝦夷征討だけでなく、奈良時代でも問われることもある。

俘

律令国家に服属した蝦夷を俘囚というと述べたけど、もと蝦夷であった俘囚に対する差別意識は変わることはなかった。そのため、平安中期の878年には出羽国の俘囚が秋田城を焼打ちする元慶の乱や、摂関政治期の1051年～1062年には陸奥国の俘囚の長であった安倍頼時が起こした前九年の役、院政期頃の1083年～1087年にも出羽国の俘囚の長であった清原氏の内紛を契機とした後三年の役などが起きている(前九年の役・後三年の役は「武士団の成長」で扱う)。

なお、蝦夷の抵抗が続いたこともあって、蝦夷と境を接し、良馬の産地でもある東国では長く武力を尊重する風が育つこととなるんだ。

[C] 桓武天皇の政治(延暦の治)ーテキスト P14 対応ー

ここまで説明したように、桓武天皇の時代には「平安京の造営」・「蝦夷征討」という二大事業が進められたため、民衆の負担はこれまで以上に増大することになった。そのため、もともと住んでいる土地から逃げ出してしまう浮浪(本籍地から離れるが庸・調を納める行為)・逃亡(本籍地から離れて庸・調も納めない行為)や、戸籍を女性などに偽る行為の偽籍(女性は庸・調・雑徭を納める必要がないため)といった徴税逃れが横行することになってしまったんだ。

さすがに、この税負担が重い現状のままだと更に徴税逃れが増えてしまうかもしれない。それならば重くなってしまった民衆の負担を軽くしてあげないとね。そこで、前述したように正丁3~4人に1人を徴兵して軍団に配属していた軍団兵士制を廃止して(ただし東北と九州など辺境の要地は除く)、郡司の子弟から徴兵した健児という少数精鋭部隊の健児の制に改めたりしたわけだ。

さらには、国司が春に種籾を貸し付けて秋に利息付きで稲を回収する出挙の利息を、今までの5割から3割に軽減してあげて、国司に公共事業として駆り出される雑徭の日数も、今までの60日から半数の30日に減らしてあげれば、民衆の負担はかなり軽くなるからね。

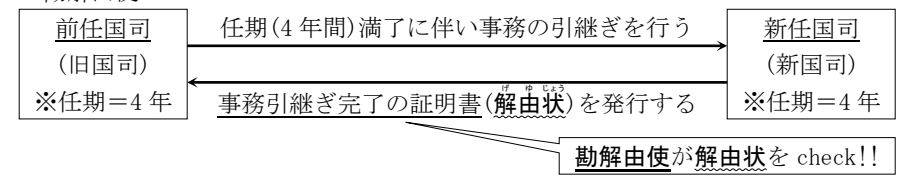
他にも、この時期には租税負担の重さから浮浪・逃亡など逃げてしまった民衆も多いため、律義に班田収授を6年に1回行ってもその地に農民が居なかったりすることもある。そこで、班田収授を今までの6年1班(6年に1回口分田を班給したり回収する)から、12年1班(12年に1回口分田を班給したり回収する)に改めたんだ。12年という干支でいう1シーズンに1回班田収授することから、これを一紀一班ともいう(これはあくまでも国家が行う班田収授の期間を変更しただけなので、民衆の負担を軽くしたのではなく国家の労力を減らしたものにすぎない)。ただ、効果はなく班田が30年とか50年も行われない地域が増えていくんだけどね…。

さらに、民衆の負担が増大していた背景には、中央から4年の任期で派遣される国司の不正や怠慢という問題も関係していた。そこで、国司の不正を防止するため新しく設けられた令外官(701年の大宝律令制定後に新設されたため行政法の「令」に規定されていない官職)の一つが勘解由使という役職だ。これはちゃんと説明しておかないと誤解が生じやすいので、しっかりと説明しよう。

まず、貴族の中で中央から派遣される国司の任期は4年だったよね。その4年の任期が終了すると今までの前任国司(旧国司)に代わって、新任国司(新国司)が赴任してきて事務の引継ぎが行われる。その際に、「前任の方は今までの4年間悪いことは行っていませんでした」という不正がなかったことを示す解由状という事務引継ぎ完了の証明書を後任国司が前任国司に発行するんだ(細かい話になるが、前任国司が後任国司に発行するのではなく、後任国司が前任国司に発行する証明書)。

でも、後任国司も着任したばかりでいろいろとやらなければならない仕事も多いので、ちゃんと解由状をチェックしている余裕がない。そこで、国司交替時に事務引継ぎの不正が行われないように、その“解由”状を検査してするために設けられたのが勘解由使使なわけだ。

< 勘解由使 >



上の図解を見てみればわかるように、「国司交替時に後任国司が前任国司に発行する事務引継ぎ完了の証明書である解由状を検査する」勘解由使は漢字を間違えやすい点と、嵯峨天皇時に設けられる検非違使と混同しやすいので気を付けてね。

[D] 平城太上天皇の変(葉子の変)・嵯峨天皇の政治ーテキスト P14 対応ー

桓武天皇が亡くなると 806 年に第 1 皇子の平城天皇が即位して、桓武天皇の政策を引き継ぐ形で、経費節減のため官司(役人)の削減や、勘解由使に代わる形で觀察使といった地方行政を監察する役職を設けるんだけど、この人には重大な問題があった。

まずは平城天皇自身が病弱であったことなんだけど、それよりも問題だったのは自分の奥さんの母である式家の藤原葉子(藤原種継の娘)を寵愛してしまったこと。…ん?もう一回説明してくれだって?しょうがないな。自分の奥さんの母親と不倫関係になっちゃったってことよ、いわゆる親子丼ってやつですな(笑)。まあ、この藤原葉子って女性は「平安のクレオパトラ」とも呼ぶべき美貌の持ち主で、平城天皇もドハマリしちゃったわけ。そして、金魚の糞みたいにくっ付いてきた葉子の兄の藤原仲成も側近として重用されて、平城天皇の時代には絶大な権力を持つことになったんだ。

ただ、先ほども述べたように平城天皇自身は病弱であり 809 年に病気になってしまったため、実弟の嵯峨天皇に譲位して平城太上天皇(太上天皇を略して上皇という)となる。そして、この嵯峨天皇は個人的な意見としては桓武天皇以上に有能な人物(その有能ぶりは文化史[弘仁・貞観文化]で力説することになると思う)。だから、先ほどの藤原葉子・仲成のような側近は必要なく、嵯峨天皇による「弘仁の治」と呼ばれる天皇親政が行われるんだけど、これに不満なのが先ほどの葉子(妹)・仲成(兄)だ。

葉子「ちょっと、あんた〜。聞いてよ!」

平城「ど、どうしたんですか?お、お母さん(ある意味間違っていない)…」

葉子「嵯峨の奴が新しく天皇になったでしょ?でも、あいつ自分で政治やっていくから、あたし達完全に蚊帳の外に置かれているのよ。」

平城「まあ、そりゃ弟は有能ですから、しょうがないんじゃないですかね〜。」

葉子「しかも、あんたが天皇の時に設置した觀察使を変えようともしてるらしいのよ!」

平城「え〜、本当ですか…」

葉子「だからね、あたしムカついていてしょうがないのよ。だからさ、どうにかして嵯峨の奴を天皇から引きずりおろしてやりたいのよ!だから、あんたもう一回天皇になってくれない?」

平城「重祚ってやつですか?」

葉子「そう、それぞれ!」

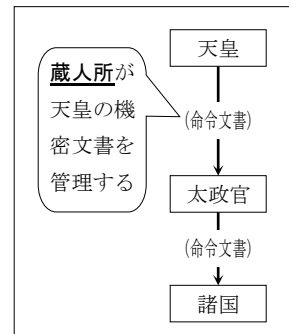
平城「え〜、難しいですって。そもそも平安京には嵯峨がいるわけですし、宮都から追い出すなんて無理ですよ!」

葉子「アツマ硬いわね〜?宮都といえば平安京だけじゃないでしょ?前の平城京があるんだから、そこに皆で移っちゃえばいいのよ!」

ということで、平城太上天皇と藤原葉子・仲成は多数の官人を伴って平城京へと移ってしまったんだ。こうして、嵯峨天皇が従来の平安京で政務を行っているのに対し、平城太上天皇(上皇)・藤原葉子・仲成が旧都の平城京へと移ってしまったため、朝廷が二つに分裂した「二所朝廷」と呼ばれる状況になってしまったわけだ。なお、「へいぜい」ではなくて「へいじょう」天皇じゃないの?という質問があるけど、平城京は学術的には「へいじょうきょう」ではなく「へいぜいきょう」と呼ぶ。ゆえに、平城京への遷都を画策した天皇ということで、のちに平城天皇という名がつけられることになったんだ。

朝廷が二つに分裂してしまった上、さらに面倒なことに、この当時は天皇から太政官へ命令文書を発給する権限は、太上天皇(上皇)側にもあると考えられていた。だから、平城太上天皇(上皇)側が太政官へ命令文書を出して太政官を動かしてしまう可能性もあった(入試には出ない細かい話になるが、平成上皇側の藤原葉子が任命されていた尚侍という側近にあたる役職は、太政官への命令文書を発給する権限を持っていた)。

そこで、嵯峨天皇はそれに対応するため810年に蔵人所という天皇の側近として天皇の機密文書を扱う役所を設けている。この蔵人所で働く役人を蔵人といい、その長官を蔵人頭というんだけど、簡単に言えば「天皇の秘書官」と考えてくれるといいかな。この時代の律令政治では、天皇からの命令文書は太政官を経て諸国に下される。でも、機密文書を下す際に、さすがに天皇自ら御所を離れてトコトコ太政官へ文書を持っていくのは情けないし、信用できない人間に託したらその機密文書が平城太上天皇側に漏れてしまう可能性もある。そこで、その天皇の機密文書を管理する機関の蔵人所を設けて、その長官である蔵人頭に藤原北家の藤原冬嗣と巨勢野足を任命したんだ。



＜蔵人所・蔵人・蔵人頭の違い＞

蔵人所＝役人たちの勤める役所(機関)・蔵人＝役人・蔵人頭(役人たちの長官)

なお、前者の藤原冬嗣は後述する『弘仁格式』、さらには文化史で学習する六国史という国の歴史書の第3弾『日本後紀』、儀式書の『内裏式』、『凌雲集』・『文華秀麗集』といった勅撰漢詩文集を編纂したり、他にも藤原氏の子弟教育のための教育機関として大学別曹の勸学院を建立したりと(『弘仁格式』以外は文化史で学習する)、文武の才能に非常に長けていた有能な人物だった。さらに、今までは藤原氏といえば式家が中心であったけど、北家は比較的低い地位にあった。それならば、ここで北家の藤原冬嗣を重用すれば、式家の菓子・仲成に対抗することができるよね。そして、この時期以降から藤原氏の中心は式家から北家へと変わっていくことになるんだ。

＜菓子の変(810)以前と以降の藤原氏＞

菓子の変が起きるまでの藤原氏は式家出身者が中心で、事件後は北家出身者が中心となる

- ① 式家出身…藤原広嗣・藤原百川・藤原種継・藤原菓子・藤原仲成・藤原緒嗣
↓(菓子の変後) ※例外の藤原仲麻呂(南家)は「な」と「な」でつなげる
- ② 北家出身…藤原冬嗣・藤原良房・藤原基経……(中略)……藤原道長・藤原頼通

さて、話をこの事件の経過に戻すと、嵯峨天皇のいる平安京と平城上皇のいる平城京が併存する「二所朝廷」の状態の中で、平城上皇が「平城京に遷都すんぞ～」と命令を出したことがきっかけで、両者の対立が頂点へと達する。嵯峨天皇はすぐさま太政官へ命令を出して、平城上皇らが東国に逃られないように三関(逢坂関・鈴鹿関・不破関)を封鎖。さらに、上皇側が東国に赴いて兵を集められないようにするため、あの坂上田村麻呂を平城京へと派遣(実はこの時に平城上皇側にいた人物が文室綿麻呂なんだけど、元戦友だった坂上田村麻呂の願いで許されて嵯峨天皇側に付くことになり、翌年の811年に最後の蝦夷征討を完了させることになる)。

この嵯峨天皇側の機先を制した迅速な動きによって、真っ先に捕まった藤原仲成は射殺され(もちろん銃じゃなく弓だよ笑)、逃げ場を失って命運を悟った藤原菓子は服毒自殺、平城上皇は出家して事態は収束したんだ。この810年に起きた事件を菓子の変、または平城太上天皇の変という(従来は藤原菓子が中心となって起こした政変ということで菓子の変が一般的であったが、近年では嵯峨天皇と平城太上天皇に権力が分かれていたのが原因であったということで平城太上天皇の変と表記されるようになってきている)。

＜菓子の変の覚え方＞

「ハッと驚く菓子の変」
→ハ(8)ッと(10)驚く

なお、この菓子の変を契機に藤原菓子・仲成らの式家は没落し、蔵人頭に任命され嵯峨天皇の厚い信頼を得た藤原冬嗣の北家が台頭していくことになるので、菓子の変の歴史的意義を問われたら「式家の没落・北家台頭の契機となった事件」と答えてあげればよい。

葉子の変(810)の際に新設された蔵人頭は、もちろん律令に規定されていない官職なので、蔵人所に勤める蔵人・蔵人頭も令外官にあたる。そして、嵯峨天皇の際に同じく令外官として 816 年に設けられたのが、記述問題でもよく出題される京都の治安維持・訴訟にあたる機関の検非違使だ。

そもそも、この頃の律令制では、以下のように役所の仕事が入り組んでいた。

①六衛府(天皇近辺の護衛や宮城諸門を守衛する)――

※もともとは衛門府・左右衛士府・左右兵衛府の五衛府であったが、

平安初期に左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府の六衛府に再編された

②刑部省(八省の一つで、裁判の審理・量刑・判決・刑執行にあたる)――

③京 職(東市・西市を管轄下に置き、左京・右京内の司法・行政・警察を統轄する)――

④弾正台(役人の不正など違法行為を糾弾する特別検察機関)――

検非違使に
統廃合

例えば、大内裏(宮城)や羅城門・朱雀門などには六衛府という警察がいて、怪しい輩がいたらと捕まえる(名探偵コロンでいうと目暮十三警部や高木渉刑事・佐藤美和子刑事といった警察官が犯人を捕まえるのと同じ)。

そうしたら、それを刑部省で「どれほどの罪を犯したのか」とかいった起訴 or 不起訴といった判断をして(検察のような仕事だね)、裁判も行っちゃう(名探偵コロンでいうと「検察のマドンナ」と呼ばれる九条玲子が検察官として、弁護士としては「法曹界のクイーン」と呼ばれる妃恵理(毛利小五郎の別居中の妻)の対決が有名だよ！知らない奴はもっと勉強した方がいいぜ?)。

一方、左京・右京内にある東市・西市などで不正取引とか犯罪が起きたら京職が捕まえて裁判も行い(現在ではここまで権限を持っている機関はないかな)、役人が不正などは弾正台が糾弾(不正などを問いただすこと)する(現在でいう東京地検特捜部みたいところね)。

まあ、何が言いたいかというと煩雑化しすぎだよ。それぞれの管轄がバラバラですごい面倒くさそうだな～っていうのはわかると思う。それなら、全部まとめちゃえばいいじゃんってことで設けられたのが検非違使なわけだ。そして、はじめは六衛府・刑部省の権限を取り上げ、さらに後には京職の裁判権や弾正台の糾弾権も吸収して権限を拡大し、京都の治安維持・警察・裁判を担当する「京都における裁判も行っちゃう総合警察」になっていくんだ(この検非違使の設置により従来の六衛府・刑部省・京職・弾正台は機能を失って有名無実化・形骸化していった)。まあ、名探偵コロンで例えるならば、目暮警部が「殺人罪であなたを逮捕します(警察権) or 横領罪であなたを逮捕します(糾弾権)。…う～ん、こいつは悪質な犯罪だな(判断権)。…よし、死刑(裁判権)！」みたいな感じで全部やっちゃうわけね。

＜東大・一橋大向け論述対策＞

嵯峨天皇時に令外官として蔵人頭や検非違使が設けられた背景には、浮浪・逃亡・偽籍などにより当時深刻化していた朝廷の財政難という問題があった。そこで、こうした財政難に対処するため、官庁に勤める官人・官司の整理・統合(統廃合)を進め行政の効率化・簡素化をはかることで、財政負担の軽減をはかる意味を持っていた。さらに、蔵人頭と検非違使は天皇直属の機関であり、天皇の権限を強化することによって、天皇の政治的主導権を確立することも目的にあった。

ここまで説明してきた桓武天皇時に設けられた勘解由使・征夷大將軍、嵯峨天皇時に設けられた蔵人頭・検非違使はすべて令外官になる。まあ、一個ずつ考えるよりもテキスト P10[律令制度]以降に新しく登場する官職は(新設された中納言・参議や、のちに登場する摂政・関白・押領使・追捕使も含めて)、すべて律令に規定されていないから令外官になる。さすがに 8 世紀の「律令制度の確立」から 100 年も経てば、時代が変化しているのでそれに対応した役職などを新設したり、従来のものを改めたりしなくてはならない。ゆえに、この 9 世紀の特徴は「律令制度の再編」といわれるわけだ(国公立論述がある生徒は「9 世紀における律令制度の再編」という便利な言葉を押さえておこう)。

[E] 法典の整備—テキストP14 対応—

これまで新しい官職(役職)がいろいろと設置されたけど、もちろん官職だけでなく数多くの法令なども出されてきた。具体的に述べると、大宝律令(701)・養老律令(718)では刑法にあたる「律」と民法・行政法にあたる「令」が制定されたけど、奈良時代には人口の増加に伴って口分田が不足したため、三世一身法(723)や墾田永年私財法(743)が制定されたハズだ。そして、その時の知識を思い出してほしいんだけど、三世一身法(723)には「養老七年の格」、墾田永年私財法(743)には「天平十五年の格」という史料文中で問われる別名があったよね(知らなかったら覚えておけ)。

ここで、どちらも「格」という語句が用いられていることに注目してほしい。この「格」こそが律令の条文を補足・修正した太政官符や詔勅のことなんだ。…ん？わかんねえよ？…そうでしょうね。これでわかったら[授業解説(平安初期の政治)]を読む必要ないと思う。

現代に置き換えると、1990年代までは飛行機の機内や新幹線の車内でも喫煙できたんだけど(名探偵コロンの劇場版「銀翼の奇術師」見てごらん？機内で煙草吸っている奴いるから)、「健康増進法」なる悪法法律が2002年に制定され、さらにはオリンピックに向けた受動喫煙を防ぐため「健康増進法の一部を改正する法律」という法改正が行われ、2020年4月からほとんどの飲食店で原則屋内禁煙になっちゃった…(僕も昔は煙草吸う奴は「人間の○ズ」と言うほど大嫌いだったんですけどね、24歳の失恋時に初めて吸ってから……zzz)。

話が脱線したけど、「禁煙ブーム」という社会の変化によって「健康増進法」が制定・改正されたのはわかったと思う。それと同じで、大宝律令(701)・養老律令(718)によって「律」と「令」が制定されたけど、時代が経てば人口の増加・口分田不足といった社会の状況も変化していく。そのため、三世一身法(723)・墾田永年私財法(743)といった新しい法令が制定されたわけだ。こうした律令制定(701)後に新しく出された法令を「格」というんだけど、これは律令の条文を補足したり修正したりしたものになる。そして、その法令を出す際に、太政官から出される文書を太政官符(文書のことを「符」という)、天皇から出される文書を詔勅というんだ。ゆえに、「格」とは「律令の条文を補足・修正した太政官符や詔勅」のことをいうんだけど、上述のように「律令制定(701)後に新しく出された法令」と考えてくれればわかるだろう。あとは、「律・令・格の施行細則」にあたる「式」とは、これらの「律」・「令」・「格」を施行する際に細かく規定したものということ(細則とは細かい規則のこと)。この「格」と「式」を合わせて「格式」とまとめて言うことが多いけど、それぞれの違いはしっかり押さえておいてね。

この嵯峨天皇の時代までにも「格」や「式」が単発でたくさん出されてきたんだけど、これらをいったん整理しておかないとマズい。政治を運営すべき役人が「こんな法令出されていたんでおじやるか？知らなかったでござる〜」とか、「この法令は聞いたことあるでおじやるが、中身は全然知らないでござる〜」はマズいでしょ？そこで、このような政務の運営上「格」・「式」を整理する必要性があったため、嵯峨天皇の命で藤原冬嗣らによって弘仁格式が820年に編纂されたんだ(ホント藤原冬嗣は嵯峨天皇に信頼されているね)。さらに、のちに清和天皇の命で貞観格式、醍醐天皇の命で延喜格式がそれぞれ編纂され、これらを合わせて三代格式という。

＜三代格式の覚え方＞

「こう人気下がると女性は延期だ」
→こう人(弘仁)気下が(嵯峨)ると
女(貞観)性は(清和)
延期(延喜)だ(醍醐)

これで6つの格式が出来上がることになるんだけど、毎度「…おい、3つだろ？」とツッコミが入ります。…が、間違いございません。なぜなら、弘仁格式は「弘仁格(820)」・「弘仁式(820)」の2つ、貞観格式も「貞観格(869)」・「貞観式(871)」、延喜格式も「延喜格(907)」・「延喜式(927)」とそれぞれ2つあるので全部で6つになる。そして、これらはほとんどが散逸していて伝わっていないだけ

Ⅳ 格式の編纂－弘仁格式序文－『類聚三代格』

蓋し聞く、律は懲罰を以て宗と爲し、令は勸誡を以て本となす。格は則ち時を量りて制を立て、式は則ち闕けたるを補ひ遺れるを拾ふ。…推古天皇十二年に暨び、上宮太子親ら憲法十七箇条を作り、国家の制法茲より始まる。降りて天智天皇元年に至り、令廿二巻を制す。世人の所謂近江朝廷の令なり。爰に文武天皇の大宝元年に逮りて、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等、勅を奉りて律六巻、令十一巻を撰す。養老二年、復た同大臣不比等、勅を奉りて更に律令を撰し、各十巻と爲す。今世に行ふ律令は是なり。……律令は是れ政に従ふの本たり、格式は乃ち職を守るの要たり。……上は大宝元年より起こし、下は弘仁十年に迄る、都て式冊巻、格十巻と爲す。……

(律は懲罰(懲らしめ慎ませること)を主とし、令は勸誡(善を勧めて悪を戒めること)を基本とする。格は時勢に対応して制度をつくり、式は欠けていたものを補い、見落とししていたものを拾い集めて不備を補う。…推古天皇の 12 年(604 年)になって、上宮太子(厩戸王(聖徳太子))がみずから憲法十七条をつくり、国家が法を制定することが始まった。天智天皇の元年(668 年)になって、令 22 巻を制定した。現在人々が近江朝廷の令(近江令)と称しているものがこれである。文武天皇の大宝元年(701 年)になって、贈太政大臣正一位の藤原不比等が、天皇の命を受けて律 6 巻・令 11 巻(大宝律令)を編纂した。養老 2 年(718 年)には、再び不比等が天皇の命によって律令それぞれ 10 巻(養老律令)を編纂した。現在施行されている律令(養老律令)がこれである。……律令は国家の行政に従う根本であり、格式は職務をきちんと果たすための要である。……大宝元年(701 年)に始まり、弘仁 10 年(819 年)に至るまでのものを整理し、全部で式 40 巻、格 10 巻としてまとめた。……

この出題要素たっぷりの必須史料は受験生が最も嫌いな史料の一つなんだけど、出題者の立場からするとおいしい史料なんだよね。模試を作成したりすることもある出題者の僕の本音を述べると、文章問題を作るのって面倒くさいの。どうせ、生徒は問題文以外はほとんど読まないしさ(～～メ)。そこで、面倒くさくなると史料問題で大問 1 つ出題しちゃえばいいじゃん(* ‘▽ ‘)ってなるのだ。

しかも、この史料だけで大問 1 つ構成出来て、律令・格式・国家の法制のほとんどを問うことができるからね。だから、しっかり学習しておいてほしいんだけど、史料文中のコツを述べておこう。

① 1～2 行目までは「律」・「令」・「格」・「式」の違いをそれぞれ述べているだけで、ア・イ・ウ・エといった空欄に「律」・「令」・「格」・「式」を当てはめればいだけだ(なお「懲罰」とか「勸誡」などの難しい語句は選択問題でしか問われない)。あとは、5・6 行目の「律令」・「格式」の部分は「ア イは是れ政に…」 「ウ エは乃ち職を…」になっているだけだから、むしろヒントが多すぎるぐらいに感じると思う。

② 2 行目途中～5 行目途中までは、日本で制定された今までの法制度を紹介しているだけ。君たちが思い浮かぶ法制度関係といえば、以下のものぐらいでしょ？

- (1) 推古天皇時の 604 年に厩戸王(聖徳太子)が制定した憲法十七条
- (2) 天智天皇時の 668 年に中臣鎌足らが編纂した近江令
- (3) 天武天皇時の 681 年から編纂が開始された飛鳥浄御原令
- (4) 文武天皇時の 701 年に藤原不比等らが編纂した大宝律令
- (5) 元正天皇時の 718 年に藤原不比等らが編纂した養老律令

これらの「天皇」・「編纂者」・「法令名」・「西暦」・「元号」は有名なものばかり。それが空欄になっていたたり、下線部で具体的に何をさすかを問うてくるぐらいなので、一度ちゃんと読んでみれば何も難しいことは書かれていないんだ。

③ 最後に注意すべき点は 3 つ。1 点目は 5 行目の「今世に行ふ律令は是なり」の是とは、前文の「養老 2 年に不比等」が編纂したものを指しているわけだから、答えは「大宝律令」ではなく「養老律令」になる。2 点目は、ここまでの大宝元年(701 年)以降に出された格式を最初にまとめたのが「弘仁格式」なのだから、6 行目の最後に入る元号は当然「弘仁」になる。そして、3 点目は

ちょっと使える知識も兼ねて、11世紀に成立した『類聚三代格』についても説明しておこう。先ほど説明した三代格式のうち、「弘仁格(820)」・「貞観格(869)」・「延喜格(907)」の3つは三代格と呼ばれるんだけど、「弘仁格」は701年～820年までに出了た格をまとめたもの、「貞観格」は821年～869年までに出了た格をまとめたもの、「延喜格」は870年～907年までに出了た格をまとめたものになる。つまり、これらは時代別にまとめられたものになるわけだ。

でも、「神道関連などの神社について調べたい」・「仏教政策などの仏事について調べたい」・「土地制度などの田地について調べたい」といったように、内容別・テーマ別に調べる時には何冊もかけて探し出さなといけないから大変だ。そこで、神社・仏事・田地などの内容別に分類・整理されたものが『類聚三代格』なんだ。そして、この「類聚」という言葉は「内容別・テーマ別」という意味になるので、今後文化史で出てくる『類聚国史』・『和名類聚抄』・『類聚神祇本源』・『群書類従』(類従も同じ)などにおいても、「内容別・テーマ別」という意味を当てはめると学習が捗るだろう。

面倒くさい法制度関連の話もこれで最後だ。ここまで「律」「令」「格」「式」と散々説明してきたけど、実は肝心の大宝律令(701)や養老律令(718)はほとんど現存していない(*´▽`*)。じゃあ、なぜこれまで律令制度がどうのこうの説明することができたのかというと、清原夏野によって編纂された養老令の官撰注釈書『令義解』や、惟宗直本によって編纂された養老令の私撰注釈書『令集解』といった法典注釈書が残っているからなんだ。

そもそも、律令などの法律には様々な解釈が存在するため、その解釈をめぐった法的な対立が起きていた。このような法律の解釈などの問題はいつの時代でも起こることだけど、ピンとこない者もいると思うのでやっぱり現代に置き換えて説明しよう。

＜令義解・令集解の覚え方＞

「令義解・官撰注釈書・清原夏野は力行でつながる」

→力行＝りょうのぎげ・かんせん・きよはら

「令集解・私撰注釈書・惟宗直本はサ行でつながる」

→サ行＝りょうのしゅうげ・しせん・惟宗(しゅうと読む)

※文句があるなら惟宗直本本人に言ってください

いきなりだけど、以下の日本国憲法第9条に目を通してみよう。

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法9条では「戦争の放棄・戦力及び交戦権の否認」をうたっているけど、では自衛隊についてはこの条文と照らし合わせてみると合憲だと思う？それとも違憲だと思う？

要約すると、第1項では「武力の行使を放棄」し、日本国は軍事力は使わないとしている。さらに、第2項には「陸海空軍その他の戦力は保持しない」と記されているけど、ここで重要になってくるのは、その前の「前項の目的を達するため」という文言なんだ。前項とは第1項を指しているのだから、「前項の目的を達するため」に相当する部分は「国際紛争(極論でいうと戦争などのこと)を解決するため」と解釈できる。

つまり、第2項は「国際紛争を解決するための陸海空軍は持たない」と解釈することができる。ゆえに、国際紛争などに動員されることのない自衛隊の存在は合憲であると政府は解釈しているわけだ(もしも自衛隊が海外で戦闘行為などを行ったらアウトなんだけどね)。その一方で、日本共産党などでは、自衛隊はそもそも陸海空軍の軍事力をもつ軍隊であるから、自衛隊そのものが違憲であると解釈されている。

まあ、どっちが正解かというのを断定することは難しいけども、憲法改正論が取りざたされている

この日本国憲法第9条をめぐる自衛隊の合憲論・違憲論があるように、法律番組とはもはや言えなくなった「行列のでき〇法律相談所」といった番組でも、弁護士の見解が「慰謝料はもらえる(50%)」・「慰謝料はもらえない(50%)」と分かれたりするでしょ？これも、刑法や民法などの条文をいろいろ解釈できることが原因にある。

それと同じで、この時代も大宝律令・養老律令の条文中で曖昧な表現があると、「A論が正しい、いやB論が正しい」と、その解釈をめぐって対立が起きていたわけだ。そこで、「それだったら、面倒くさいから政府が解釈を決めてやるよ！」ってことで令の解釈を公式に統一した養老令の官撰注釈書『令義解』が清原夏野らによって833年に編纂されたんだ。先ほどの自衛隊に置き換えるなら、政府が「自衛隊は合憲な！はい、決定！」的な感じだね。

『令義解』の完成で他の解釈は許されないこととなり、令の解釈は確定することとなったけど、それだと今までの多くの学説がうずもれてしまって、学問の発展に悪影響が出かねない。それを恐れた惟宗直本によって養老令の私撰注釈書として『令集解』が9世紀後半に編纂されたんだ。なお、『令義解』が完成したのは淳和天皇時の833年で、『令集解』が完成したのは9世紀後半で、どちらも嵯峨天皇の時ではないので、一応気をつけておいてほしい。

さて、話をはじめに戻すけど、大宝律令(701)・養老律令(718)はほとんど現存していないと述べたよね。でも、『令義解』・『令集解』のどちらも養老令の注釈書であるから、養老令の条文を引用してそれらを説明している。ゆえに、この引用された条文を利用することで、『令義解』から養老令の大部分を復元することができるんだ。なので、[授業解説(律令制度)]で登場した律令制度の史料の出典はすべて『令義解』by 清原夏野になっていたわけだ(覚えていなかったら史料ページをちゃんと確認してみよう)。

さらに、『令集解』の方は埋もれてしまう可能性のあった異説も載せてあるので、『令集解』からは養老令の大部分だけでなく、大宝令の一部も復元することができるんだ。